

「外来腫瘍化学療法診療料」について

当院では、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、「外来腫瘍化学療法診療料2」の届出を行っており、外来化学療法に関して次の体制を整備しています。

- 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置して対応しています。
- 患者さんからの緊急相談等に24時間対応できる体制を整えています。また、急変時等の緊急時は入院できる体制を整えています。
- 治療内容（レジメン）の妥当性を評価、承認する委員会を開催しています。
- 患者さんと勤務先が共同で作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供したり、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要なアドバイスを行うことが可能です。

自衛隊中央病院長